

## 31 山林砂防工の適用について

本工事は、山林砂防工の単価を適用して積算している工事である。

なお、本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、本調査に協力すること。調査票の作成に当たっては、山林砂防工に該当する作業に従事した労働者について、山林砂防工の職種として回答すること。

(参考) 山林砂防工とは

相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、山間遠隔地の急傾斜地又は狭隘な谷間に  
おいて行われる山地治山事業に従事する職種区分

森林整備保全事業標準歩掛の留意事項（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野  
庁長官通知）及び森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年7月  
1日付け11-13林野庁指導部長及び国有林野部長連名通知）に示される「山林砂防工の適  
用条件」に基づいている。